

三重県政記者クラブ・田原市政記者
クラブ・鳥羽志摩記者クラブ同時発表

平成22年10月26日（火）

愛知県地域振興部交通対策課

エコモビリティライフ推進グループ

担当 柴山、竹澤 内線 2384,2385

第1回鳥羽伊良湖航路活性化協議会の結果概要について

平成22年10月26日（火）午後2時から伊勢湾フェリー鳥羽ターミナルにおいて開催された第1回鳥羽伊良湖航路活性化協議会の結果概要については、下記のとおりです。

記

1 日 時

平成22年10月26日（火）午後2時から午後3時45分まで

2 場 所

伊勢湾フェリー鳥羽ターミナル2階多目的ホール

3 内 容

別添「結果概要」のとおり

第1回鳥羽伊良湖航路活性化協議会の結果概要

1 日 時

平成22年10月26日（火）午後2時から午後3時45分まで

2 場 所

伊勢湾フェリー鳥羽ターミナル2階 多目的ホール

3 出席者

「出席者名簿」のとおり

4 内 容

- 規約（案）が承認され、鳥羽伊良湖航路活性化協議会が設立されました。（承認された規約は別紙のとおり）
- 平成22年度において、鳥羽伊良湖航路の現況調査、航路分析、ニーズ調査等により課題を整理し、航路維持活性化の目標、方策を取りまとめた「地域公共交通総合連携計画」を策定していくことが承認されました。
- 平成22年度鳥羽伊良湖航路活性化協議会予算が承認されました。
 - ・ 計画策定業務委託料等 7,001千円
(現況調査、航路分析、ニーズ調査等)

第 1 回鳥羽伊良湖航路活性化協議会出席者名簿

団 体 名	職 名	氏 名
鳥羽市	副市長（協議会会長）	木下 憲一
	観光課長	山下 正樹
	定期船課長	山本 芳照
田原市	産業振興部商工観光課長	伊藤 康弘
	市民環境部市民協働課長（代理） 主査	藤井 透
伊勢湾フェリー(株)	取締役社長	福武 章夫
中部運輸局	企画観光部交通企画課長	中野 晶子
	海事振興部旅客課長	高木 光輝
三重県	政策部交通政策室長	中西 清司
	農水商工部観光局観光・交流室長	北村 文明
愛知県	地域振興部交通対策課長	松井 圭介
	産業労働部観光コンベンション課長	石垣 武則
鳥羽市観光協会	会長（代理）総括副会長	後藤 正
鳥羽商工会議所	専務理事（協議会監事）	清水 清嗣
田原市商工会	参事（協議会監事）	鈴木 武人
渥美商工会	事務局長	榊原 宣克
鳥羽市自治会連合会	会長	傍島 寛
田原市校区総代会	副会長	山本 達夫
全日本海員組合	名古屋支部長	森本 雷行

鳥羽伊良湖航路活性化協議会規約

平成22年10月26日

(目的)

第1条 鳥羽伊良湖航路活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）の規定に基づき、鳥羽伊良湖航路とそれに関連する輸送サービスの実現に必要な事項を協議することを目的とする。

(業務)

第2条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 連携計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 連携計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 連携計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。

(協議会の構成員)

第3条 協議会は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、鳥羽市副市長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる者とし、会長が任命又は委嘱する。
- 4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員による補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第4条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
 - (2) 監事 2人
- 2 監事は、委員の中から会長が指名する。
 - 3 役員任期は2年とする。但し役員が欠けたことにより選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第5条 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

- 2 監事は、協議会の会計を監査する。

(協議会の運営)

第6条 協議会は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会長は、協議会の議長となる。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、委員の互選により職務を代理する者

を選任し、その職務を代理する。

- 4 協議会の議決方法は、合意を原則とする。ただし、協議が調わないときは出席委員の多数決によるものとし、可否同数の場合は、会長の決するところによる。
- 5 委員がやむを得ない事由のため協議会に出席できないときは、会長を除いて、同一の団体又は機関に属する者を代理人として出席させることができる。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、意見を聴くことができる。
- 7 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

(幹事会)

第7条 協議会に提案する事項についての協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の取扱い)

第8条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(守秘義務)

第9条 協議会の委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、委員を退任した後においても同様とする。

(報償)

第10条 協議会に出席した委員に対しては、予算の範囲内で報償を支給する。ただし、官公庁の職員である者及び利害関係団体を代表する者については、適用しないものとする。

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、鳥羽市、田原市において事務局を組織する。

- 2 事務局を鳥羽市役所企画財政課内に置く。
- 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

(補則)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規約は、平成22年10月26日から施行する。

別 表 (第3条関係)

条 項	構 成	委 員
法第6条第2項第1号の委員	鳥羽市	副市長
		観光課長
		定期船課長
	田原市	産業振興部商工観光課長
		市民環境部市民協働課長
法第6条第2項第2号の委員	伊勢湾フェリー株式会社	取締役社長
法第6条第2項第3号の委員	中部運輸局	企画観光部交通企画課長
		海事振興部旅客課長
	三重県	政策部交通政策室長
		農水商工部観光局観光・交流室長
	愛知県	地域振興部交通対策課長
		産業労働部観光コンベンション課長
	学識経験者	立教大学観光学部教授
		名古屋大学大学院環境学研究科准教授
		三菱UFJリサーチ&コンサルティング名古屋本部観光・交流政策グループ長
	鳥羽市観光協会	会長
	田原市観光協会	理事
	鳥羽商工会議所	専務理事
	田原市商工会	参事
	渥美商工会	事務局長
	鳥羽市自治会連合会	会長
	田原市校区総代会	副会長
その他鳥羽市・田原市が必要と認める者	全日本海員組合名古屋支部長	